答申

第1 審査会の結論

岐阜県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書非公開決定のうち、審査請求人の住所及び氏名、会議内容に記載された発言者(議長及び事務局職員を除く。)の 氏名並びに会議録署名委員の自署及び印影以外は公開すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成16年1月11日付けで、実施機関に対して、「国保審第19号から第23号まで(平成14年5月24日)に係る国民健康保険審査会の会議録」の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、健康福祉環境部国民健康保険課の保有する「岐阜県国民健康保険審査会会議録」(以下「本件公文書」という。)を特定した上で、公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成16年1月28日付け国保第556号から第556号の5までにより、以下の理由を付して、異議申立人に通知した。

(公文書を公開しない部分)

審査請求人の住所、氏名及び審査内容

(理由)

ア 特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

(条例第6条第1号に該当)

イ 県の機関の内部における審議に関する情報であって、これを公開することにより、 今後の審議において、外部から干渉等を受ける等、委員の率直な意見の交換及び中 立的な立場での意思決定が困難になるおそれがあるため。

(条例第6条第5号に該当)

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年3月18日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。)第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 岐阜県国民健康保険審査会(以下「国保審査会」という。)の審査を、県の機関の内部における審査であることを理由に非公開としているが、これは、法律を無視して、審査請求人に対して内密に審査を実施した等としているもので、いわゆる不当な欠席裁判を隠匿するために詭弁を弄しているにすぎないと言わざるを得ないものである。
- (2) 行審法は、第24条以下において審査請求人又は利害関係人の参加を認めており、国保審査会を非公開等とすることは、不当な対応である。
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律においては、人の生命、健康、生活等を保護するために必要がある場合には公開すべきことを定めている。本件は、岐阜市長が国民健康保険料の納付書を発行していないため、納付期限が存在していないにもかかわらず、これを未納と称して、職権を濫用し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)第36条ただし書を適用して、不当に約1月にわたって初期治療を妨害する等基本的人権を不当に侵害したものであり、これを公にする必要がある。

第4 実施機関の主張

実施機関が、公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 国保審査会について

国保審査会は、国保法第92条により都道府県に必ず設置することとされており、知事の附属機関に属し、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員、公益を代表する委員それぞれ3名で組織され、国保法第91条により、保険給付、被保険者証の交付請求または返還、保険料その他法の規定による徴収金に関し、処分庁である市町村等保険者の行った処分に対する不服申立てについて、上級行政庁として審理し、裁決を行う機関である。

なお、国保審査会は、審議を公開すると、審査請求人等関係者の個人情報が明らかになること、及び公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれることから、会議は非公開と

しており、さらに、国保法第121条第1項の規定により、国保審査会の委員又は委員であった者に対して、職務上知り得た秘密に関する守秘義務が課されている。

2 本件対象公文書について

本件請求の対象となった公文書は、平成14年5月24日に行われた国保審査会の会議録(国保審第19号から第23号まで)である。

3 本件処分について

条例第6条第1号(個人情報)及び第5号(審議検討等情報)を理由に本件公文書について公文書部分公開決定を行ったものであり、その理由は次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号の該当性について

本件公文書の表紙には審査請求人の住所及び氏名が記載されており、これらは特定の個人が識別できるものであること、また、審理は特定の個人の事案について行われており、特定の個人を識別することができないとしても、公開することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当すると判断したものである。

(2) 条例第6条第5号の該当性について

本件公文書は、国保審査会において審議した内容を記録したものであって、県の機関の内部における審議、検討に関する情報が記載されている。

また、国保審査会は、審査請求がなされた場合に、各委員の間でその識見と専門的知識等に基づき、適正かつ公平・中立的な立場から論議を行い、その結果を理由を付記した裁決書によって審査請求人に告知することを職務とする準司法的な機能を有する機関である。各委員に対しては、他からの干渉を排除し、自由で率直な意見の交換ができる場を最大限保障することが必要である。

したがって、本件公文書に記載されている発言者名及びその発言内容を公開することにより、発言内容が検査され、委員が個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあり、さらに、今後、審査請求事案が提起された場合においても、各委員が審査会で発言する意見に対して外部からの圧力や干渉を受けることを避けるため、自らの判断と責任において発言し、論議を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなるおそれがあることから、本号に該当すると判断したものである。

4 異議申立人の主張について

行審法第24条は、利害関係人を参加人として審査請求に参加させることにより、審査請求人とほぼ同等の地位を与え、適正な審理を実現するとともに、利害関係人の権利の保護を図ろうとするものである。

審査請求人又は参加人は、申立てにより口頭での意見陳述の機会が与えられるが、意 見陳述の方法に関しては、具体的定めはなく、公開することまで要求されていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公文書について

本件請求に係る国保審査会は、国保法第92条の規定により設置され、同法第91条の規定により、療養の給付等の保険給付、被保険者証の交付請求若しくは返還又は保険料その他の徴収金に関する処分に対する審査請求の審査・裁決を行う附属機関である。

本件請求に係る事案は、国民健康保険料の未納に際して行われた国民健康保険被保険 者資格証明書の交付等に関する5件の審査請求について、平成14年5月24日に国保審査 会が審理し、すべて却下の裁決を行ったものである。

本件公文書は、岐阜県国民健康保険審査会会議規則(昭和50年岐阜県告示第716号)第 15条の規定により作成された会議録である。

本件公文書に記載された構成及び内容は、おおむね次のとおりである。

ア表紙

開会の日時・場所、審査事項(審査請求人の住所及び氏名等)、出席した委員の 氏名及び議決事項が記載されている。

イ 審議内容

開会の宣言、定足数の確認、会議録署名者の氏名、審査請求に対する事務局説明、 委員の質疑及び事務局の説明、閉会の宣言等が、議長を含む発言した委員及び事務 局職員の氏名と併せて記載されている。

ウ 会議録署名者の自署及び印影

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、条例第6条第1号及び第5号に該当するとして非公開とした本件処分に係る非公開事由該当性については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第5号該当性について

ア 条例第6条第5号の趣旨

県又は国等の事務事業についての最終的意思決定がなされていない情報を公開すると、外部からの干渉、圧力等により率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定的な情報であると県民に誤解を与え、無用の混乱を生じさせ、又は投機等を助長するなどして特定のものに利益を与え若しくは不利益を及ぼすことがあり得る。本号は、このような場合には、当該情報が記録されている公文書については、公開しないことを定めたものである。

ただし、「不当に」と限定することにより、県民参加による開かれた県政を実現するというこの条例の趣旨、目的から、最終的な意思形成に至る過程において、できる限り県民の意見を県政に反映させることが必要であるため、公開のもたらす支

障が「不当」であると認められる場合に限って、非公開とすることを明らかにしている。

イ 条例第6条第5号該当性について

本件公文書のうち審議内容の部分には、委員の氏名、発言内容等が記載されており、本号前段にいう県の機関の内部における審議、検討等に関する情報に該当すると認められる。

国保審査会は、不服申立てがなされた場合に、各委員の間でその識見と専門的知識に基づいて議論を尽くし、審査請求の当否について意思決定を行うものであって、 国保法がこうした審査を知事の附属機関である国保審査会に委ねていることから、 中立の立場で公正な審査を行い、被保険者の簡易迅速な権利利益の救済及び国民健 康保険行政の適正化を図ることを目的とした行政救済機関といえる。

こうした機能を果たすためには、各委員の公平・中立的な任務の遂行が前提となることから、審議の過程においては、他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能とすることが極めて重要となる。そして、審議内容が公にされることが予定されていると、委員に対し外部の利害関係者から働きかけが行われたり、委員個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することをおそれたり、審議の過程における自己の意見表明が利害関係者に影響を与えることを危惧など、心理的な影響から自由、闊達な意見の交換が阻害され、その結果、委員の公平性・中立性が損なわれる事態が生じうることは否定できない。

しかし、実施機関の説明のとおり、会議の非公開が要請されているとしても、そのことが会議録の非公開に直ちにつながるものではない。審議の経過を事後に開示することが説明責任の観点からは重要であり、原則公開とする条例の趣旨を踏まえ、その審査会の性格及び審議内容に照らして、委員の率直な意見の交換や意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあるかどうかを個別具体的に判断する必要がある。

本件公文書を実際に見分したところ、実施機関の説明のとおり、これをすべて公開することにより、発言した委員が個別に批判にさらされるなど、外部からの不当な圧力や干渉等の影響を受けるおそれがあると認められることから、今後の国保審査会において、委員が自由で率直な意見の交換ができなくなるおそれがあることは容易に想像できる。

しかし、会議録を公開することによりこうしたおそれがあり得る場合には、発言 者個人を特定しないことでそのおそれを回避することは可能である。

そして、議長の発言は、会議の進行に関するものであり、また、事務局職員は、 国民健康保険課の職員であって、いずれも個人に係る意思の表明とはいえず、いず れの氏名をその発言と併せて公開しても、上記の支障は認められない。

以上から、発言者(議長である委員及び事務局職員を除く。)の氏名を除く部分は、条例第6条第5号に該当しないものと認められる。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨

本号は、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものを含め、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。

そして、本号ただし書により、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職務遂行に係る情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報等を公開しなければならないことを定めている。

また、特定の個人を識別することができない場合であっても、公開すると、個人の権利利益が害されるおそれのある個人情報があるが、本号は、このような個人情報についても公開しないこととしたものである。

イ 条例第6条第1号該当性について

本件公文書のうち、1のアには、国保審査会に対し不服申立てを行った審査請求 人の住所及び氏名が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも 該当するものとは認められない。

1のイについては、本件のような特定個人の審査請求に関する事案である場合、その財産、生活、心身、社会活動に関する情報等、私生活に関する内容が大半を占めるものであり、審議内容全部が本号に該当するとして非公開とすることも考えられる。

しかし、条例第7条第2項では、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないときは、当該部分を除いた部分は、本号の情報に含まれないものとみなす旨を定めている。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、審査請求人の住所及び氏名を非公開とすることにより、他に会議録に記載された収入額、国民健康保険料額等の個人情報を公開しても特定の個人が識別されることはなく、また、容易に取得できる他の情報を組み合わせることによっても、特定の個人が識別されることはないと認められる。また、具体的な病歴等個人の権利利益を害する内容は記載されておらず、本号に該当するものとは認められない。

1のウは、議長の指名を受け、出席した委員2名が署名及び押印を行ったものである。署名した2名の委員を含む各委員の氏名は、別の公開請求により既に公開されているところである。しかし、会議録署名委員の自署及び印影については、それ自体が固有の形状であり、個人識別情報として意味を持つというべきであって、これらが公にされることまで予定しているとはいえず、また、これらを公にすること

によって、自署の不正使用や印鑑の偽造により個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、本号に該当し、本号ただし書のいずれにも該当するものとは認められない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審	查	Ø	経	過
平成16年5月7日	・諮問を受けた。				
平成16年5月26日	・実施機関から2	〉開決定等	達理由説明	月書を受領	した。
平成16年5月28日	・異議申立人に2	〉開決定等	達理由説明	月書を送付	した。
平成16年6月17日	・異議申立人から	公開決定	等理由部	説明書に対	する意見書を受領した。
平成16年6月18日	・実施機関に公開]決定等理	里由説明 書	書に対する	意見書を送付した。
平成16年7月12日 (第64回審査会)	・実施機関から口・諮問事案の審議			けた。	

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職業等	備考
会 長	上寺 久雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	近藤 謙次	「「「「「「「「」」」	
	羽田野晴雄	税理士	
	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)